

# 障害福祉の助成事業について

## 【障害福祉サービス 利用料助成事業】

### ■目的

### ■目的

左の表に掲載している障害福祉サービスなどに要した費用に係る利用料の一部を助成します。

これにより、障害者などの経済的負担を軽減し、もって障害者などの福祉の増進を図ることを目的としています。

### ●対象

●対象Ⅱ本市より左表の障害福祉サービスおよび地域生活支援事業の支給決定を受けている方

### ●給付方法

●給付方法Ⅱ市は、利用者が事業者に支払うべき左表のサービスなどに要した費用について、助成金として利用者に支給すべき限度において、利用者により代わり事業者に支払います。

対 象	給付額
負担上限月額が37,200円の方で、市民税の所得割の当該世帯の合計額が160,000円以上の方 *平成19年4月～6月までは、当該世帯の合計額は100,000円とします。	2割
負担上限月額が37,200円の方で、市民税の所得割の当該世帯の合計額が160,000円未満の方 *平成19年4月～6月までは、当該世帯の合計額は100,000円とします。	4割
負担上限月額が24,600円の方	6割
負担上限月額が15,000円の方	6割

### 助成事業の例

利用者上限月額15,000円の方が、ホームヘルプを利用した場合 (家事援助サービスを1時間(日中)、月15回)	
利用料総額 ↓	150円×15日=2,250円①
市助成額 ↓	2,250円①×60%(6割助成)=1,350円②
利用者が事業所に支払う額	2,250円①-1,350円②=900円(利用者が支払う額)

区分	助成対象サービスおよび事業名	
障害福祉サービス	介護給付	■居宅介護(ホームヘルプ)
		■重度訪問介護
		■行動援護
		■生活介護
		■短期入所
		■重度障害者等包括支援
		■共同生活介護(ケアホーム)
	訓練等給付	■自立訓練
		■就労移行支援
		■就労継続支援
旧法施設支援	■共同生活援助(グループホーム)	
	■身体障害者療護施設(通所事業)	
	■身体障害者通所授産施設	
	■身体障害者授産施設(通所事業)	
	■知的障害者更生施設(通所事業)	
	■知的障害者通所授産施設	
	■知的障害者授産施設(通所事業)	
地域生活支援事業	費用給付事業	■移動支援事業
		■訪問入浴サービス事業
		■日中一時支援事業
		■生活サポート事業

## 【知的障害児通園施設 および児童デイサービス 利用料助成事業】

### ■目的

早期療育を必要とした支援策として、利用料の全額を助成し、保護者の費用負担の緩和を図ることを目的としています。

●対象Ⅱ本市に住所を有し、児童デイサービスおよび知的障害児通園施設の支給決定を受けた方

●給付額Ⅱ利用料の全額を助成(ただし、負担割合としては、県の助成事業を優先し、また通園施設にあつては給食費は対象となりません)します。

●給付方法Ⅱ本市や事業所に行ったん支払った後、本市に申請・請求して受給します。

助成事業の例	
通園施設を月に20日利用した場合 (一般世帯:市民税課税世帯、保育園並行通園、1日当たり816円)	
利用料総額 ↓	816円×20日=16,320円①
県助成額 ↓	816円-300円=516円② 516円②×9日=4,644円③
市助成額 ↓	16,320円①-4,644円③=11,676円
利用者負担	0円 (給食費270円×20日=5,400円は自己負担になります)

●問合せ先Ⅱ本庁高齢・障害福祉課障害福祉グループ(内線2182)